

平成25年度業務実績評価シート用 説明資料



平成26年7月31(木)

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

－ 目 次 －

区 分	評 価 項 目		自己評定	頁
Part1	評価項目1	効率的な業務運営体制の確立	A	2～7
	評価項目2	内部統制・ガバナンス強化への取組	C	8～16
	評価項目3	業務運営の効率化に伴う経費節減	A	17～22
	評価項目4	効率的かつ効果的な施設・設備の利用	B	23～28
	評価項目5	合理化の推進	A	29～33
Part2	評価項目6	施設利用者の地域移行への取組	A	35～40
	評価項目7	施設入所利用者の高齢化に対応した支援	B	41～45
	評価項目8	著しい行動障害等を有する者等への支援	A	46～47
	評価項目9	矯正施設等退所者への支援	A	48～49
	評価項目10	発達障害児・者及び地域で生活する重度の障害児・者への支援	A	50～52
Part3	評価項目11	調査・研究のテーマ、実施体制等	S	54～56
	評価項目12	成果の積極的な普及・活用	A	57～58
	評価項目13	養成・研修、ボランティアの養成	S	59～62
	評価項目14	援助・助言	A	63～65
	評価項目15	その他の業務	A	66～77
	評価項目16	サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保	B	78～79
Part4	評価項目17	予算、収支計画及び資金計画等	A	81～82
	評価項目18	その他業務運営に関する計画	B	83～84

Part 1

業務運営の効率化に関する事項

1－(1) 効率的な業務運営体制の確立

【評価項目1】

1－(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組

【評価項目2】

1－(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減

【評価項目3】

2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用

【評価項目4】

3 合理化の推進

【評価項目5】

業務運営の効率化に関する事項

1-(1) 効率的な業務運営体制の確立		【評価項目1】
		自己評価 A
評価の視点	的確に業務運営を進める観点から、効率的かつ柔軟な組織編成や、適正な人員の配置を行っているか。	
数値目標	常勤職員数について、平成29年度末までに期首(25年度当初)に比較して13%を計画的に削減する。	

適正な人員の配置

☆削減計画数(平成29年度末までに30人)を削減

25年度期首 25年度期末 29年度期末
 223人 → 221人 → 193人

- 平成25年1月21日付で総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から「勧告の方向性」が示され、その中で地域移行等による施設利用者数の減少に応じ、関係部門の体制の縮小を図ることとされたことから、施設事業局の内部組織を3部(生活支援部、就労支援部、地域支援部)から2部(生活支援部、地域支援部)に集約する組織改正を行った。なお、就労支援部の業務は、地域支援部就労支援課の業務とした。(平成25年4月1日実施)
- 発達障害児を対象とする通所支援事業(児童発達支援事業<定員10名>、放課後等デイサービス<定員10名>)を実施し、療育支援を行う体制整備のため、「診療所」を「診療部」に改組し、療育支援を担当する「療育支援課」を新設するとともに、「障害児通所支援センター」を開設する組織改正を行った。(平成25年4月1日実施)

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

人員の計画的な削減や国家公務員に準じた給与水準の適正化を行うなど、人件費の適正化に取り組んでいるか。（政・独委評価の視点事項と同様）

常勤職員数の削減

(注) 提供するサービスの質の確保及び新規事業の実施に必要な専門職の採用を行った。

【25年度新規採用職員】

生活支援員4人、心理士1人、保育士1人

年度計画どおり削減

25年度期首
223人



25年度期末
221人

平成24年度と比較して約114百万円の縮減

- 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号:平成24年3月施行)に準拠した給与改定を行った。

国家公務員に準拠

1,577百万円 → 1,463百万円
△114百万円 (△7.2%)

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。(政・独委評価の視点)



ラスパイレス指数 対国公 95.9

事務・技術職員

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
対国家公務員	98.1	94.1	96.0	95.7	96.0	95.9
対他法人	92.3	88.9	90.9	90.2	89.8	91.4

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

人事交流や有能な人材の招聘等、職員研修等、資質の高い人材確保や高年齢職員の知識、技術及び経験を活かす取組を行っているか。

人事交流や有能な人材の招聘等、資質の高い人材の確保

専門家の招聘

地域支援

調査・研究

矯正施設等退所者支援

摂食・嚥下

シーティング(座位維持)

・指導・助言
・研修

支援職員
＋
継続雇用職員
の活用

質の高い
サービスの
提供

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

法定外福利費の支出について、その適切性を検証しているか。

法定外福利費については、労働基準法及び労働安全衛生法に則り、適切に対応

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募は適切に行っているか。

平成25年10月1日付で就任した理事の採用に
当たり公募を行った。

業務運営の効率化に関する事項

1－(2)内部統制・ガバナンス強化への取組		【評価項目2】
		自己評価 C
評価の視点	第2期中期目標期間における取組結果を踏まえて、内部統制の向上、ガバナンス強化に努めているか。(政・独委評価の視点事項と同様)	
数値目標	内部統制の向上を図るための取組を行うため、内部統制向上検討委員会を年2回開催する。	

内部統制の向上を図るための取組

内部統制向上検討委員会の開催 平成25年度 3回開催

のぞみの園の内部統制・ガバナンス強化の取組について<報告書・要旨>(平成21年3月23日内部統制向上検討委員会)
 のぞみの園に相応しい内部統制・ガバナンスの仕組みを構築することとし、最優先の課題として、業務の有効性・効率性に影響を与える恐れのある阻害要因(リスク)の適正管理に取り組む。
 今後の方針として、平成21年度においてリスク管理の仕組みの確立を図るほか、併せて、①内部統制を推進するための教育・研修、②法令遵守等に関する体制整備、③既設の各種委員会の整理等に順次取り組んでいく。
 なお、リスク管理や今後の取組を検討するに当たって、監査法人等の専門的知見を有する第三者の指導を受けつつ行う。

平成25年度においては、内部統制の向上を図るため、厚生労働省独立行政法人評価委員会の指摘等を踏まえ、阻害要因(リスク)一覧をもとに、優先的に対応すべき3つのリスク(①利用者の骨折等、②誤与薬の発生、③当事者意識の欠如)について継続して取り組んだ。

さらに、

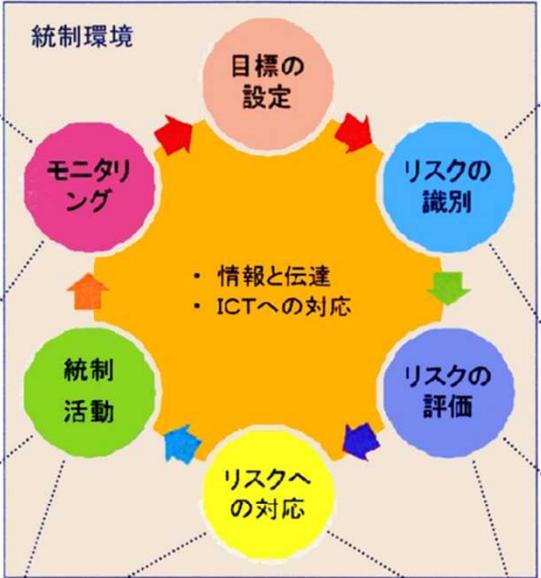
平成25年度においては、上記の取組のほか、第3期中期目標において、内部統制・ガバナンスについて更に充実・強化を図ることとされ、その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)等を参考にするとされたことから、法人の運営管理面も重視し、①法人の長によるメッセージの浸透度、②職員間のコミュニケーション(縦横)の健全性などを課題として取り上げ、内部統制の向上を図るための職員意識調査を実施した。この結果を踏まえて、26年度に改善計画を策定することとした。

平成20年度からの取組み

フェーズ5

リスク	リスク	リスク	リスク
17
18
19
20

リスク対応計画に従いリスク対応が実施されているかを監視し、リスク対応の定着化を図る



フェーズ1

リスク	リスク	リスク
...
...
...

のぞみの園に発生しうるリスクを網羅的に洗い出した**阻害要因一覧**を作成する。

フェーズ1
阻害要因一覧の作成

フェーズ2
リスクの評価、リスクマップの作成

フェーズ3
リスク対応計画の作成

フェーズ4
リスク対応計画の取組み

フェーズ5
リスク対応計画の取組み状況の調査、評価

フェーズ4

情報管理ガイドライン
コンプライアンスマニュアル
事業継続計画
グループ会社経営管理規則

リスク対応計画に従い、組織として内部統制システムを構築する

フェーズ3

リスク	リスク	リスク	リスク
17
18
19
20

評価結果を基に優先対応リスクを特定し、**リスク対応計画**を作成する

フェーズ2

大
影響度
小

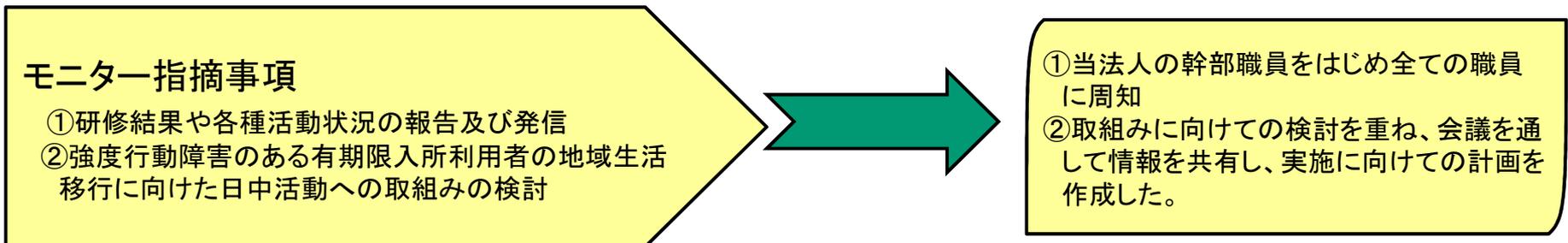
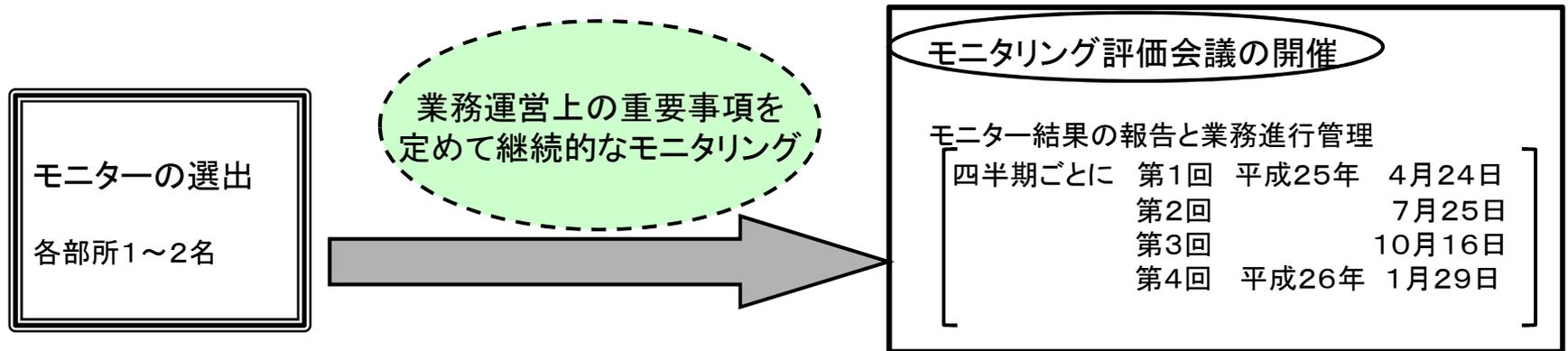
低 高
発生可能性

リスク認識度

リスクの影響度および発生可能性を評価し、**リスクマップ**を作成する

業務運営の効率化に関する事項

数値目標	業務の進行管理を適切に行うため、モニターと役員等によるモニタリング評価会議を年4回開催し、業務の進行状況の評価を行うとともに、業務に反映させる。
評価の視点	業務の進行管理のため、業務運営上の重要事項を定めて、組織的かつ継続的にモニタリングを行っているか。また、モニタリングの結果を業務に反映させる仕組みとなっているか。



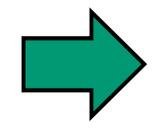
業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

業務の情報開示や監査機能の強化など、的確な業務遂行をチェックする取組を行っているか。また、内部監査について、計画を定めて定期的な監査を実施しているか。

業務の情報開示

- ・組織、業務及び財務情報
- ・業務運営の状況に関する評価
- ・監査の結果
- ・調査、研究及びセミナー等の業務内容の紹介 等



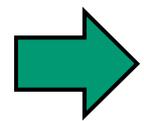
ホームページで
公表

監査機能の強化

『内部監査』の計画的な実施

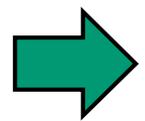
内部監査計画の策定

(4月)



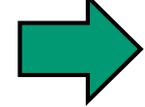
監査の実施

(7月～12月)



監査結果について、理事長へ報告

(2月)



ホームページで公表

(3月)

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

施設利用者の安全を守り、法人としてのリスク回避・軽減を図るため、
 ①感染症予防や防災対策に努めているか。
 ②施設利用者の事故防止対策に努めているか。
 また、事故が発生した場合に、原因を分析し、再発防止に努めているか。

施設利用者の健康維持・安全対策

健康維持対策

- ・定期的な健康診断の実施。
- ・インフルエンザ予防接種の実施。
- ・褥瘡防止委員会の運営
- ・高齢化等への対応として、外部の専門家を招き、積極的に次の対策を実施。
 職員の介護技術の向上、摂食・嚥下障害、シーティング対策

感染症防止対策

- ・日々手洗い・うがいの奨励、消毒の徹底を図り、感染症の発症時期に感染症対策委員会をその都度開催し、防止対策を実施。
- ・インフルエンザの流行に備えて、ワクチン確保、利用者及び職員に対する予防接種を実施し、防止に努めた結果、利用者の発症を最小限に防いだ。

事故防止対策

<事故予防として>

- ・施設内の危険箇所等の点検
- ・交通安全の実施
- ・定期的な防災訓練の実施
- ・定期的な救急・救命講習の実施
- ・支援職員に対する計画的な研修
- ・ヒヤリハット体験事例の検証を推奨
- ・利用者支援及び事故発生時の対応に関する共通マニュアル作成の検討

<死亡事故の発生>

- ・おむつを喉に詰まらせた窒息による死亡事故の発生

<事故の再発防止として>

- ・事故防止対策委員会を定期的に開催し、発生原因の分析、事故防止策を検討。
- ・様々な機会を通じて同様の事故が起こらないよう、園内報「きずな」において情報の共有化と注意喚起。
- ・リスク管理講習会の実施。
- ・車いすへの移乗講習会の実施
- ・離床センサーの増設
- ・事故防止対策強化月間の取組(11月)の成果として、事故報告件数が、対前年度比で7件減少し、年間においては前年度比13件の減少であった。
- ・死亡事故を受け、高齢知的障害者等の支援に関する職員研修会を実施

事故件数の推移

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
事故	68件	52件	57件	69件	70件	54件	51件	47件	60件	46件	33件
ヒヤリハット	13件	11件	26件	66件	57件	103件	73件	50件	79件	963件	906件

虐待が疑われる事案の発生と再発防止

虐待が疑われる事案の概要

平成25年8月29日

生活支援部生活支援課A寮において、利用者支援に従事するB職員が、利用者の頭を叩いた旨寮長への報告あったが、虐待防止のための体制が整備されていなかったため、高崎市への障害者虐待防止法に基づく通報を行わず。

平成26年3月31日

高崎市へ虐待が疑われる事案として通報を行った。

平成26年4月1日

群馬県に高崎市と同様の通報を行った。

平成26年4月4日

虐待が疑われる事案についてプレスリリースを行った。

平成26年4月9日

高崎市指導監査課による障害者総合支援法に基づく立入検査が実施される。

平成26年6月13日

高崎市より、「虐待を疑われる事例を発見したときは、虐待防止法に基づき速やかに通報すること」との勧告及び「職員への調査において虐待が疑われる内容がありました。適切な利用者処遇を講じてください。」との文書指摘を受ける。

平成26年7月14日

高崎市に改善報告書を提出する。

改善報告書の内容

高崎市からの勧告事項等	のぞみの園からの回答(改善結果と今後の措置)
【勧告】 (障害者総合支援法) 虐待が疑われる事例を発見したときは、速やかに通報してください。	<ol style="list-style-type: none">1. 原因:虐待を発見した場合の通報義務など体制が整備されておらず、法人として虐待に対する認識が極めて不十分であった。2. 緊急対策の実施<ol style="list-style-type: none">(1) 4月2日～7日、全職員に対面により、早期に、虐待が疑われる事例として通報すべきであったことの周知と、のぞみの園職員行動基準(負担、苦痛を与える言動の禁止など)の徹底。(2) 4月10日から4日間かけて、「のぞみの園虐待防止のための規則」及び「のぞみの園虐待通報手順(フローチャート)」を周知し、虐待が疑われる事例を発見したときは、速やかに通報することを徹底。3. 役職員の処分: 今回の事例に関し、速やかに関係者の処分を行う予定。
【文書指摘】 (高崎市条例) 職員への調査において虐待が疑われる内容がありました。適切な利用者処遇を講じてください。	<ol style="list-style-type: none">1. 弁護士、有識者、当事者団体等で構成する第三者委員会を設置し、今回の事例の整理、原因分析及び問題点の洗い出しを行い、今秋末までに再発防止策を取りまとめていただく予定。  提言を受けて再発防止策の着実な実行2. 緊急対策として、今回の事例を念頭に、日常の具体的支援の場面を想定した実践的な研修を実施中。

関東信越厚生局及び群馬県の個別指導における診療報酬の自主返還について

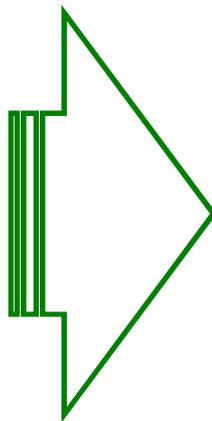
平成25年11月26日、のぞみの園診療所において、関東信越厚生局群馬事務所と群馬県（国保援護課）の社会保険医療担当者の個別指導が行われた。

平成26年1月26日に個別指導結果通知を受け、診療部の医師に周知し改善を図るとともに自己点検をし、既に受領している診療報酬の自主返還の申し出を行った。

【個別指導結果通知の主な内容】

平成26年1月26日

- ①保険医療機関及び保険医療費担当規則について、関係職員に周知し適切な保険診療及び診療報酬請求に努めること
- ②保険診療請求の算定要件を満たさない患者に対して算定した例が認められたので改めること
- ③診療録に要点記載がない患者に対して算定した例が認められたので改めること



【結果通知を受けての対応】

- ① 診療所管理者より医療従事者に対し、診療報酬算定要件を再確認するよう指導を行うとともに、診療録の記載においては、所見、評価、治療計画など適切な記載をすることとした「改善報告書」を作成した。
- ②③ 平成24年11月から平成25年10月の間、改善通知内容を含め全例を自己点検し、自主返還における関係書類を作成した。
(H24年度分約420万円)
(H25年度分約520万円)

※上記書類を平成26年2月に関東信越厚生局群馬事務所へ提出した。